

平成 29 年 9 月 15 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）  
に対する意見について

平成 29 年 8 月 1 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

**中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）  
に対する意見について**

**第2 遺産分割に関する見直し等**

**2 仮払い制度等の創設・要件明確化**

**(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策**

**〔追加試案（該当箇所抜粋）〕**

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の2割にその相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者ごとに100万円を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。〔この場合において、当該権利行使をした預貯金債権については、遺産分割の時ににおいて遺産としてなお存在するものとみなす。〕

**【意見】**

- 相続開始後に、遺産分割協議等を経ないまま、相続人が相続預金の払戻しを請求するのは、ほとんどが葬儀費用や相続債務の支払い等の早急かつまとまった資金需要があるからである。当該請求には、銀行も可能な限り柔軟に対応しているが、銀行ごとに対応は異なっており、かつ、平成28年12月19日の最高裁大法廷決定後、銀行が便宜的に相続預金の払戻しをすることの法的リスクが高まっており、今後このような払戻しに消極的にならないとは言えない状況にある。
- 上記の状況から仮払い制度の法制化は望まれるものの、「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」（以下「追加試案」という。）における提案は、次の問題点があることから、国民や銀行にとって本当に使い勝手のよい制度になるのか疑問がある。
  - ① 仮払いを許容する割合（相続開始時の預金額の2割にその相続人の法定相続分を乗じる）や上限額（銀行ごとに100万円）について、相続預金の金額が少ない場合には、払戻し可能な金額が葬儀費用等に満たない場合もあり、まとまった資金需要に対応できない\*。
  - ② 相続人は、自らの法定相続分を証明できるだけの戸籍謄本を揃えたうえで、各銀行から払戻しを受けられる金額を算定し、場合によっては必要な資金額を満たすために複数の銀行に対して、仮払いを請求することになる。仮払いを受けるために相続人にかかる負担は大きく、かつ、対応の時間も要するので、早急な資金需要には対応できない。
  - ③ 資金使途に制限を設けていないために、相続人による安易な払戻しが横行し、その結果、後の遺産分割において無用なトラブルを生むおそれが大きい。
  - ④ 相続開始後、銀行に相続開始の事実が通知されるまでの間に、相続人等によるATMでの引出しや公共料金等の口座振替によって相続預金が払い戻され、残高が減少することは少なくない。この場合に、相続開始時の預金額を基準として仮払いが行われると、先に仮払いを請求した相続人だけが払戻しを受けられるという早い者勝ちの結果を招きかねず、不当である。

- ⑤ 銀行は、仮払いを請求する相続人ごとに、法定相続分の確認や、仮払いの可能額および実施額の長期に亘る管理を行う必要があり、実務上の負担が大きい。特に、相続預金が1つの銀行の複数の支店に存在する場合には、全店を通じた管理が必要となるが、その負担は非常に大きい。

※ 仮払いを許容する割合や上限額について

追加試案の補足説明において参照されている総務省「家計調査（2人以上の世帯）平成28年」（<http://www.stat.go.jp/data/sav/sokuhou/nen/index.htm>）によれば、高齢者世帯（世帯主が60歳以上）の貯蓄保有世帯の貯蓄現在高（28頁参照）は平均値が2,385万円、中央値が1,567万円となっている。

補足説明においては、このうち平均値を用いて試算されているが、高額保有者が平均値を引き上げていること（4,000万円以上の貯蓄保有世帯が18.6%、3,000万円以上の貯蓄保有世帯は27.6%）を考慮すると、中央値を用いて試算の方がより適切と考えられる。

また、高齢無職世帯の貯蓄の種類別貯蓄現在高（29頁参照）を見ると、預貯金（通貨性預貯金、定期性預貯金）は貯蓄全体の65%程度であり、これを高齢者世帯貯蓄額の中央値（1,567万円）に掛け合わせると1,018万円になる。

これにもとづき計算すると、高齢者世帯の配偶者は100万円程度しか相続預金の払戻しをすることができず、一般的な葬儀費用（約189万円）には満たないことになる。

このように、仮払いを許容する割合や上限額の定め方には問題があると思われる。さらに、仮にこれらが適切に定められるとしても、この仮払い制度自体に様々な問題が考えられることについては、②～⑤のとおりである。

- 国民のニーズや現在の銀行における実務対応をふまえれば、家庭裁判所の判断を経ない仮払いについては、葬儀費用と相続債務の弁済という実務上ニーズの高い費目に限定して金額にかかわらず（または一定の上限金額内で）払戻しを認め（具体的には法制審第20回会議での浅田隆委員提出資料を参照）、それ以外の費目は「(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策」によって対応することとすべきである。
- 上記の仮払い制度が採用されずに、追加試案における提案が法制化されるのであれば、その仮払いを許容する割合や上限額については、上記「①」の理由から慎重に検討すべきである。また、この割合や上限額は、時代の変化によって柔軟に見直す必要があると思われるので、法文本体で定めるのではなく、政省令に規定を委ねてはどうか。
- さらに、国民のニーズに応えるため、銀行が約款や商品設計を創意工夫することによって法の規律と異なる形で遺産分割前の払戻しに対応することも考えられるが、こうした運用が法律上禁止されないように手当てされたい。

以上